

令和4年度(第57回)剣道中央講習会

令和4年4月3日

新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法  
全日本剣道連盟試合・審判委員会

## 【趣旨】

1. 主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドラインの遵守(感染予防)。
2. 不当な「つば(鍔)競り合い」および意図的な「時間空費」や「防御姿勢による接近する行為」の解決。
  - ・これまでの試合は試合時間の約半分以上が、「つば(鍔)競り合い」に費やされていると言われている。これを改めて、立ち会いの間合からの攻め合いを中心とした試合展開へ移行する。
  - ・剣道の試合にとって「勝負」の要素は大事であるが、姑息な勝負の仕方を是正し、反則ギリギリの勝負ではなく真っ向から勝負をする態度を養う。
  - ・「つば(鍔)競り合い」については試合者の態度や心の問題が大きく影響し、規則だけで裁くのは困難である。試合者と審判員が共通に理解し、一体となって、良い試合の場を醸成する。

## 【審判員と試合者が共通に理解する主な事項】

1. 意図的な時間空費や防御姿勢(勝負の回避)による相手に接近するような行為は、規則第1条に則り反則を適用する。
2. 攻防や打突行動の中で相手と接触した場合、接触した瞬間の引き技や体当たりからの技(発声を含む)を積極的に出す。また、「つば(鍔)競り合い」になった場合は、技が出ない時には速やかに積極的に分かれる。試合者は、審判員の「分かれ」や「止め」の宣告を待つのではなく試合者双方で分かれる努力をする。
3. 「つば(鍔)競り合い」解消に至る時間はおよそ「一呼吸」とする。
4. 相互に分かれようとしている途中に技を出さない。この場合は技を出しても有効打突とはしない。一方が分かれようとしている時に追い込んで打突する行為や、分かれようと思わせて打突する行為は反則を適用する場合がある。また、分かれる途中で相手の竹刀を「叩いたり」「巻いたり」「押さえつけたり」「逆交差」をしない。(審判員は状況や原因を踏まえた上で合議により判断する)
5. 試合者は、分かれる場合は剣先が完全に触れない位置まで互いに分かれる。
6. 分かれる場合は剣先を開いたり、下げて分かれる。
7. 「つば(鍔)競り合い」を解消する場合は双方がバラバラに下がらない。また、双方が徐々に下がるのではなく、正しい「つば(鍔)競り合い」から鍔と鍔で競り合う(押し合う)力を利用して一気に下がる。
8. マスクとシールドの着用  
マスクは、口鼻を隠し、正しく装着する。  
シールドに関しては、口を覆うものは必須とし、目を覆うものは自由とする。

以上

令和4年4月3日

新型コロナウイルス感染症が収束するまでの  
暫定的な試合・審判法運用の質問事項及び解説

全日本剣道連盟 試合・審判委員会

## 1 審判法の解釈について

この運用は、「剣道試合・審判規則、細則」の変更ではない。『剣道試合・審判・運営要領の手引き』P9、三「規則の解釈と運用」2「つば(鏝)競り合いについて」の文言の具現化が感染症予防に効果が大きいことから、解釈をより厳格化し規則の運用を行うものである。

## 2 質問事項

事項	解説
<b>(1) 境界線間際において試合者相互がつば競り合いから分かれる場合の運用</b>	
境界線間際におけるつば競り合いから分かれる場合の運用で、「試合者」「審判員」の留意点は？	試合者は場外に出るはならないが、主審は、試合者がつば競り合いの解消を目的に出そうになった場合は、ただちに「止め」をかけることが重要である。ただし、試合の運用上、やむを得ず場外に出てしまった場合は、合議の上、その時の状況により判断する。試合者は分かれる際、互いに場外へ出ないように調整し、意図的に相手を場外に出るように仕向けてはならない。主審はそれを適切に処置することが肝要である。その他、境界線間際での本運用を悪用するような不当行為は見逃さないこと。
<b>(2) 逆交差や竹刀を開いたり、下げたりして分かれた際の運用</b>	
逆交差や竹刀を開いたり、下げたりして分かれた際、審判員はどのように見極めたらよいか？	竹刀の「開き方」や「下げ方」の程度や頻度による。再三(2~3回程度)繰り返したり、意図的な行為ならば合議の上、目的と現象を見極めて反則を適用する。
<b>(3) 接近した状況での掛け声</b>	
接近した状況で掛け声を発する試合者に対して、審判員はどのように見極めたらよいか？	感染症予防の観点から飛沫防止に欠かせない事項である。無意識での掛け声と思われる場合は、主審は試合を中止し「指導」する。指導後も繰り返されるようであれば、合議の上、反則を適用する。
<b>(4) 反則内容の説明</b>	
反則と判定した場合、試合者にその説明は必要か？また、その際の留意点は？	反則内容について説明が必要と思われる場合は「合議」後に、規則第37条を適用し、理由を述べることができるものとする。その場合は試合者及び観衆にも理解できるようにジェスチャー等も交えながら明確に知らせる。

一呼吸で  
一気に下がる

<b>(5) つば(鍔)競り合いの解消の際の見極めについて</b>	
つば(鍔)競り合いの解消の際に審判員が見極める上での留意点は？	「つば(鍔)競り合い」の解消に至る時間はおよそ「一呼吸」とし、双方が鍔と鍔で競り合う(押し合う)力を利用して一気に下がる。また、解消の際に一本先取された試合者が早く勝手に下がったり、逆に先取した試合者はなるべく時間を掛けて分かれるような場面が見受けられる。一般的に先取した方の選手を時間空費の反則にとる傾向が見受けられるが、目的と現象をよく見極めて総合的に判断する。
<b>(6) 相互に分かれようとしている途中に技を出さない</b>	
相互に分かれようとしている途中に技を出した場合の対処方法やその運用の留意点は？	「つば(鍔)競り合い」は鍔と鍔が競り合って最も緊迫した間合であるので、互いに気を抜かないことが重要である。ただし、「一呼吸」後、相互に「分かれようとしている途中」に技を出しても有効打突とはしない。明らかに「分かれようと思わせて」技を出した場合は合議の上、反則を適用する。 「相互に分かれようとしているとき」の技なのか「一呼吸」内の引き技なのか微妙な事象が生じた場合は、打った側を反則としないし、有効打突にもしない方が妥当である。合議の上、目的と現象を見極めて判断する。 なお、「つば(鍔)競り合い」からの引き技を出す時間については「一呼吸」以内であり、機会の捉え方については、木刀による剣道基本技稽古法の「基本4引き技」を参考にしていきたい。